

芦屋市留守家庭児童会条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(入会資格)</p> <p>第3条 児童会に入会できる児童は、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有すること。</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又はこれに準ずる学校の第1学年から<u>第4学年</u>までに在学していること。</p> <p>(3) 保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられないこと。</p> <p>2 市長は、前項に定める児童のほか、特に必要があると認めた児童を児童会に入会させることができる。</p>	<p>(入会資格)</p> <p>第3条 児童会に入会できる児童は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有すること。</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又はこれに準ずる学校の第1学年から<u>第3学年</u>までに在学していること。</p> <p>(3) 保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられないこと。</p> <p>2 市長は、前項に定める児童のほか、特に必要があると認めた児童を児童会に入会させることができる。</p>